

慶弔規程

(目的)

第 1 条 会員相互の慶弔を分ち合うため会員構成員及びその家族並びに埼玉連事務局職員に対し慶弔金又は見舞金を贈るものとする。

(給付)

第 2 条 前条の慶弔金及び見舞金は別表のとおりとする。

(届出)

第 3 条 この規程による慶弔慰は、特別の場合を除き本連合会に届出があったものについて行う。

(理事会の議決)

第 4 条 この規程に定められていない場合、又は特別の場合はその都度理事会の議決を経てこれを行う。

(事後の承認)

第 5 条 この規程に定めるもののほか必要な事項が生じたときは会長が処理し次回の理事会の承認を受けるものとする。

付 則

この規程は、平成 11 年 6 月 17 日から施行する。

別 表

種 別	金 額	摘 要
叙 勲 国 家 褒 章 大 臣 表 彰 知 事 表 彰	30,000円	会員構成員が受章したとき
	10,000円	連合会職員が受章したとき
結 婚	20,000円	会員構成員、連合会職員の結婚
死 亡	20,000円 と花輪又は生花	会員構成員及び連合会職員の死去
	10,000円 と花輪又は生花	会員構成員及び連合会職員の配偶者
傷 病 見 舞	10,000円	会員構成員及び連合会職員が20日以上入院見込みのとき
災 害 見 舞	その都度理事会で決定した額	